

# 立地適正化計画策定 の基本方針

平成 29 年 9 月  
都市環境部 都市計画課

## 1. 立地適正化計画制度の創設

国では、全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、今後の都市が目指すべき方向性として掲げる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を推進するため、都市再生特別措置法を改正し、コンパクトなまちづくりを支援する「立地適正化計画制度」を平成26年に創設しました。

## 2. 計画の役割と策定の目的

立地適正化計画とは、人口減少・超高齢社会等の課題に対応するため、市町村が都市全体の観点から策定する、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

近年、急激な人口減少・少子高齢化の進行に加え、公共施設・都市インフラの老朽化や大規模災害への備え等、まちづくりに求められる課題は多様化しています。こうした課題に対応するためには、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

立地適正化計画は、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を推進するとともに、行政・市民・民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会を形成していくための土台となるものです。

本市においても、今後さらなる少子高齢化の進行が予測されており、全ての市民が安全安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市の実現を目指して、「立地適正化計画」を策定することとしました。

## 3. 計画に記載する内容

立地適正化計画に記載する主なものとして、次の項目があります。

### ●居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

### ●都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

### ●誘導施設

都市機能誘導区域への立地を誘導すべき都市機能を増進させる施設

### ●誘導施策

居住誘導区域内への居住誘導、都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を図るため市が講じる施策

### ●目標値

計画の遂行により実現しようとする定量的な目標

## 4. 目標年次と計画策定の期間



### (1) 目標年次

概ね 20 年先（平成 50 年度末頃）の都市構造と市街地の姿を見据えた計画とします。  
また、計画策定後は、定期的に達成状況を評価していくとともに、状況に合わせて計画内容を（5 年程度ごとに）見直します。

### (2) 計画策定の期間

平成 29 年度～平成 30 年度（目標）の 2 か年をかけて策定  
なお、各年度ごとの具体の取組については、「8. 策定スケジュール」参照

## 5. 計画策定の基本方針

### (1) コンパクトシティを戦略的に推進するための実効性のある計画づくり

本市の最上位計画「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」や「都市計画マスタープラン 2017」では、今後の都市整備の基本的な考え方として、住宅系市街地において、商業・サービス機能等の快適な日常生活に不可欠となる施設の維持・集約を図るとともに、公共施設の縮充の取組を進めながら、各市街地間のネットワーク性の向上を図ることにより必要な機能を補完し合う多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指していくこととしています。

この実現に向けて、戦略的視点を重視した実効性のある計画づくりに取り組みます。

### (2) 組織横断的な連携による計画づくり

立地適正化計画を策定するうえでは、都市全体の観点から、公共交通、医療・福祉、子育て、公共施設再編、住宅、学校、防災等、さまざまな分野別施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討していくことが求められます。

そのため、これらの施策を推進する関係部署で構成する庁内横断的な組織体制を構築し、庁内関係部署間の緊密な連携を図ります。

### (3) 市民等と将来的なまちのあり方に対する認識を共有し、共に進める計画づくり

コンパクトシティの推進には、行政だけではなく、市民や事業者についても将来的なまちのあり方に対する共通の認識をもち、3 者が一体となって、各取組等を行っていくことが不可欠です。

市民説明会やワークショップ、市民アンケート調査等、市民等が計画策定に参画で

きる機会を確保し、コンパクトシティに対する意識の高揚や理解の醸成を図りながら、市民等の意見や思いを計画に反映していく等、市民等と共に計画づくりを進めます。

## 6. 策定体制

### (1) 諮問機関

#### ●龍ヶ崎市都市計画審議会

- ・都市計画に関する事項を調査審議する市長の諮問機関
- ・都市計画法に基づき設置するもので、学識経験者、市議会議員、茨城県の職員、公募市民により構成
- ・策定期間中7回程度開催予定（平成29年度3回、平成30年度4回を予定）

### (2) 市民参画

#### ●市民アンケート調査

- ・18歳以上の市民（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施

#### ●高校生アンケート調査

- ・市内4校に通学する2年生を対象にアンケート調査を実施

#### ●市民ワークショップ

- ・ワールドカフェ方式により実施予定
- ・無作為抽出により参加者を募集

#### ●市民説明会

- ・市の現状や課題等がまとまった段階、計画のたたき台がまとまった段階の2回開催する予定

#### ●パブリックコメント

- ・素案修正後の案の段階で実施

#### ●情報発信・意見聴取

- ・市公式サイトや広報紙を通じてタイムリーな情報発信・意見聴取

### (3) 庁内体制

#### ●庁議

- ・立地適正化計画の策定に関する重要事項について審議

#### ●策定委員会

- ・庁内関係部署が推進する施策等の調整、意見の集約・調整
- ・策定委員会構成（部長職2、課長職21）  
都市環境部長（委員長）、総合政策部長（副委員長）、危機管理課長  
（総務部）財政課長  
（総合政策部）企画課長、資産管理課長  
（市長公室）秘書課長  
（健康福祉部）保険年金課長、健康増進課長、社会福祉課長、こども課長、高齢福祉課長  
（市民生活部）市民協働課長、商工観光課長、農業政策課長、交通防犯課長

(都市環境部) 都市計画課長, 施設整備課長, 下水道課長, 環境対策課長  
(教育委員会) 教育総務課長, 生涯学習課長, スポーツ・国体推進課長

## 7. 議会への報告

策定の基本方針, 素案, 最終案等, 計画策定の進捗に合わせて説明・報告

## 8. 策定スケジュール

別紙参照